

生駒市条例第10号

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以下同じ。）」の次に「及び会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）」を加える。

第3条第1項中「政務活動費は、」を「会派に対して交付する政務活動費は」に改め、「額を」の次に「、無会派議員に対して交付する政務活動費は基準日において在職する無会派議員に対して月額30,000円を、」を加え、同条第3項中「会派」の次に「及び無会派議員となった者」を、「結成された日」の次に「及び無会派議員となった日」を加え、「その日」を「これらの日」に改め、同条第4項中「基準日において議員」を「会派に対して政務活動費を交付する場合で、基準日において所属議員」に、「、当該議員」を「当該議員」に改め、「ものとし」の次に「、無会派議員に対して政務活動費を交付する場合で」を加え、「議会の解散があったときは、」を「議員の辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなったときは」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 基準日において議会の解散があったときは、当月分の政務活動費は交付しない。

第4条の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 政務活動費の交付を受けた無会派議員が、半期の途中において会派に所属したとき及び議員でなくなったときは、当該無会派議員は、会派に所属した日及び議員でなくなった日の属する月の翌月分（これらの日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

第5条第1項中「会派」の次に「及び無会派議員」を加える。

第7条第1項中「代表者」の次に「及び無会派議員」を加え、同条に次の1項を加える。

4 政務活動費の交付を受けた無会派議員が、会派に所属したとき及び議員でなくなったときは、第2項の規定にかかわらず、当該無会派議員であった者は、会派に所属した日及び議員でなくなった日から起算して30日以内に収支報告書等を議長に提出しなければならない。

第8条中「会派」の次に「及び無会派議員」を加える。

別表中「会派が行う」を削り、「会派が研修会」を「研修会」に、「市政及び会派」を「市政並びに会派及び無会派議員」に、「会派が要請」を「要請」に改め、「会派としての」を削る。

別記様式中「代表者の氏名」を「代表者の氏名
(会派に所属しない議員にあつては、議員の氏名)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(生駒市議会基本条例の一部改正)

2 生駒市議会基本条例（平成25年12月生駒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「会派」の次に「及び会派に所属しない議員」を加える。